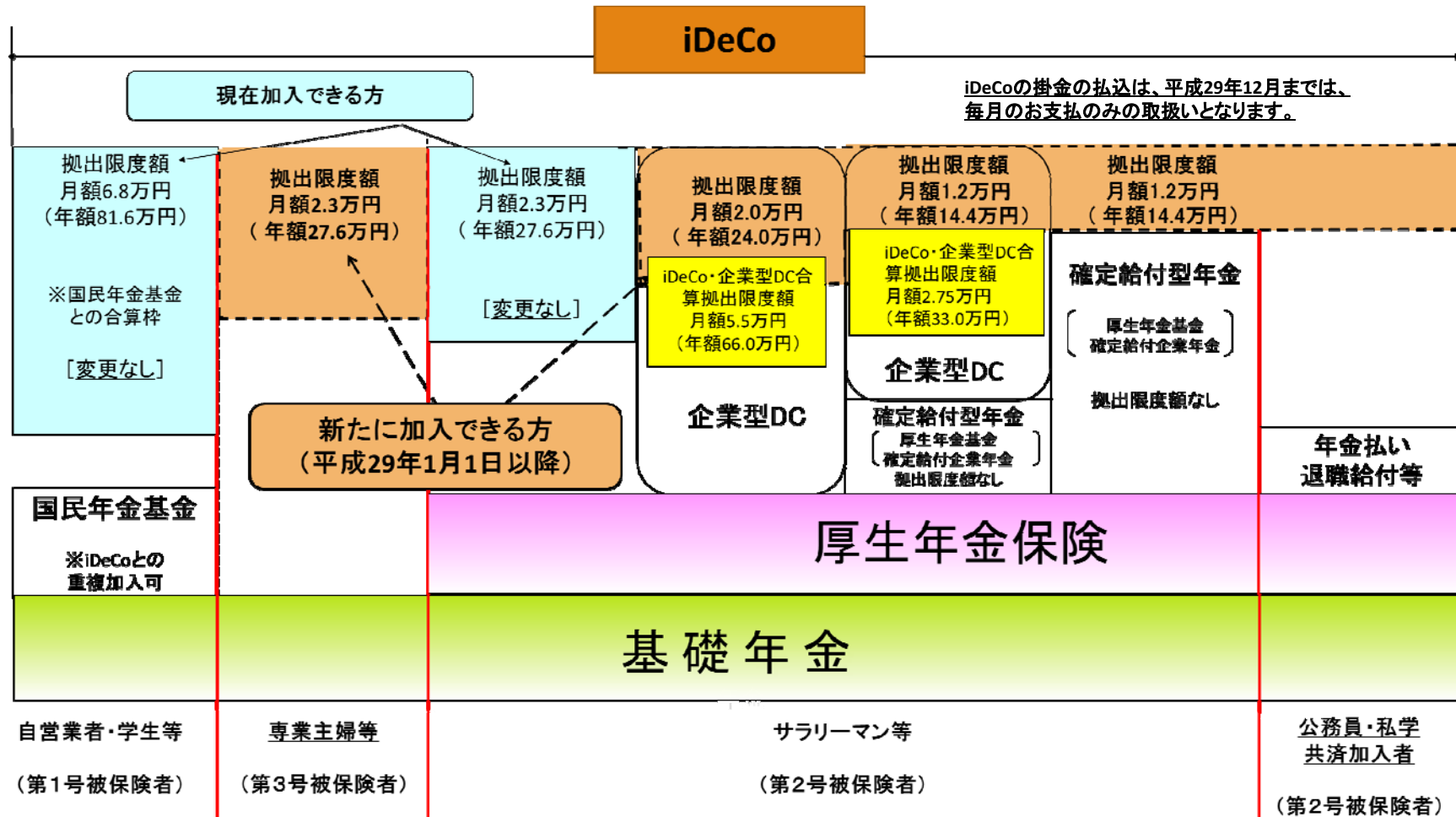


iDeCoの加入範囲の拡大と拠出限度額について

(平成29年1月1日施行)

iDeCoの加入範囲が拡大され、これまでの加入対象者に企業年金の加入者・公務員等共済加入者・私学共済加入者・第3号被保険者(専業主婦等)が追加され、基本的にすべての方がiDeCoに加入することができるようになります。



国民年金保険料の免除を受けている方は原則加入できません。また、企業型DC加入者の場合、事業主が企業型DC規約を変更しなければならないなど諸条件がありますので、詳しくは運営管理機関などにご相談下さい。